

## 知っていますか？ クーリング・オフ制度

### ●クーリング・オフとは

消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引や、マルチ商法などの複雑な取引で契約した場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。期間は、契約書面を受け取った日を1日目として計算します。

### ●クーリング・オフができる取引内容と期間

次頁の別表参照

### ●クーリング・オフの方法

必ず書面で通知します。はがきの場合は両面のコピーを取り、「特定記録郵便」「簡易書留」など記録の残る方法で送ります。

次頁のはがき記載例参照

### ●クーリング・オフができない場合

自動車（二輪のものを除く）、葬儀、3000円未満の現金取引などです。また、健康食品や化粧品などの消耗品の一部を使用した場合もできません。通信販売はクーリング・オフ制度がなく、返品特約に従います。

●わからないときは、すぐに消費生活センターへ相談しましょう。

相談直通電話 0721-56-0700

## ●クーリング・オフができる取引内容と期間

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売。キャッチセールス、アポイントメントセールスほか	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取引	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法	20日間
特定継続的役務提供	エステティックサービス、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	8日間
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法	20日間
訪問購入	事業者が消費者宅などを訪ねて貴金属などを買い取る契約	8日間

そのほかの取引については、消費生活センターに相談してください。

### 通知書

次の契約を解除します。  
 契約年月日 平成〇年〇月〇日  
 商品名 〇〇〇〇  
 契約金額 〇〇〇〇円  
 事業者名（担当者名）  
 支払った代金〇〇〇〇円を  
 返金し商品を引き取って下さい。  
 平成〇年〇月〇日  
 （契約者）  
 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇  
 氏名 〇〇〇〇

### （はがき記載例）

■		事業者の住所 〇〇〇〇
	代表者様	事業者名 〇〇〇〇
住所 〇〇〇〇	住所 〇〇〇〇	住所 〇〇〇〇
契約者氏名 〇〇〇〇	住所 〇〇〇〇	住所 〇〇〇〇

【注意】クレジット契約の場合、クレジット会社にも通知を出します。